

国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

第二条による改正（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号））

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（事業税の課税標準等の特例）</p> <p>第九条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に应ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に应ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。</p> <p>9 略</p> <p>10 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者に係る第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十八年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に開始する各事業年度分の事業税に限</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（事業税の課税標準等の特例）</p> <p>第九条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第二十四条の三第一項に規定する託送供給を受けて同法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に应ずる電気の供給を行う場合における第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該特定規模需要に应ずる電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。</p> <p>9 略</p> <p>10 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者に係る第七十二条の十二第二号の各事業年度の収入金額は、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限</p>

り、第七十二条の二十四の二第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から、当該収入金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除した金額による。

11  
15  
略

(不動産取得税の非課税)

**第十条** 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の事業の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間になされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2  
略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取

り、第七十二条の二十四の二第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から、当該収入金額に二分の一の割合を乗じて得た金額を控除した金額による。

11  
15  
略

(不動産取得税の非課税)

**第十条** 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の事業の譲受け又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託（同法附則第十条第一項第一号及び第二号に掲げる場合に係るものに限る。）を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間になされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2  
略

3 道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取

得した場合には、当該委託の申出が平成二十三年六月三十日 までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5 道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6及び7 略

#### （不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日 まで

得した場合には、当該委託の申出が平成二十三年三月三十一日までになされたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、日本環境安全事業株式会社、日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5 道府県は、独立行政法人都市再生機構が、独立行政法人都市再生機構法附則第十二条第一項第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日 までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6及び7 略

#### （不動産取得税の課税標準の特例）

第十一条 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日 まで

の間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

2 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。）で同法第十二条の規定により届出がなされたもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。）のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。）の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち当該路外駐車場の用に供する部分の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

の間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあっては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

2 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。）で同法第十二条の規定により届出がなされたもの（同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。）のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの（駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。）の用に供する家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋のうち当該路外駐車場の用に供する部分の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

3 略

4 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

5 河川法第五十八条の二第二項に規定する河川立体区域に係る同条第一項の河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、同条第二項の規定により当該河川立体区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

3 略

4 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第四条第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の宅地又は建物をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

5 河川法第五十八条の二第二項に規定する河川立体区域に係る同条第一項の河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、同条第二項の規定により当該河川立体区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合においては、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

6 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の六に規定する認定計画に記載された同法第十四条の二第五項第四号の交換により同項第三号に規定する隣接土地の所有者が同条第三項に規定する事業用地の区域外の土地で同法第十四条の五第一項に規定する認定事業者が所有するもの（首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にあるものを除く。以下この項において「特定土地」という。）を取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該特定土地の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従って実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号ロに規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが停車場建物その他の家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得

6 民間都市開発の推進に関する特別措置法第十四条の六に規定する認定計画に記載された同法第十四条の二第五項第四号の交換により同項第三号に規定する隣接土地の所有者が同条第三項に規定する事業用地の区域外の土地で同法第十四条の五第一項に規定する認定事業者が所有するもの（首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地、近畿圏整備法第二条第三項に規定する都市整備区域の区域内にあるものを除く。以下この項において「特定土地」という。）を取得した場合における当該特定土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該特定土地の価格の十分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従って実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号ロに規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが停車場建物その他の家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得

に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該家屋の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

8 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

9 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

10 略

11 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当

に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該家屋の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

8 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。以下この項及び次項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

9 投資信託及び投資法人に関する法律第十二項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の三分の二に相当する額を価格から控除するものとする。

10 略

11 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当

該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

12 略

13 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第一項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テ

該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

12 略

13 農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号イに規定する農地所有者代理事業により農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（第一項の規定の適用を受ける土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合にあつては、当該三分の一に相当する額又は当該交換によつて失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換によつて失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除するものとする。

14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により同条第二項に規定する高度テ

レビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものにより当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の一部（その建築物の共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の存する土地の共有持分（以下この項において「建築物の一部等」という。）を取得した場合における当該建築物の一部等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取

レビジョン放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

15 都市再生特別措置法第六十五条に規定する認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。）の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

16 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域（その面積が政令で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に規定する認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるものにより当該整備事業区域の区域内に建築された建築物の一部（その建築物の共用部分の共有持分を含む。）及びその建築物の存する土地の共有持分（以下この項において「建築物の一部等」という。）を取得した場合における当該建築物の一部等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取

得が平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に行われたときに限り、当該建築物の一部等の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

17 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地で農地法第三十五条第二項の規定による協議又は同法第三十六条第二項の規定による調停に係るものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から平成二十三年六月三十日 までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七条第一項に規定する認定事業者が同法第八条に規定する認定建替計画（政令で定める基準に適合するものに限る。）に記載された同法第四条第四項第三号に規定する新築する建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

19  
～  
22 略

23 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供

得が平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該建築物の一部等の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

17 農業経営基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地で農地法第三十五条第二項の規定による協議又は同法第三十六条第二項の規定による調停に係るものを取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

18 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第七条第一項に規定する認定事業者が同法第八条に規定する認定建替計画（政令で定める基準に適合するものに限る。）に記載された同法第四条第四項第三号に規定する新築する建築物の敷地の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日までに行われたときに限り、当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

19  
～  
22 略

23 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供

する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年六月三十日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税の減額等)

**第十一条の四** 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 道府県は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により政令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に

する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年三月三十一日 までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

(不動産取得税の減額等)

**第十一条の四** 道府県は、心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日 までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 略

3 道府県は、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百六号）第二条第一項に規定する入会権者又は同条第三項に規定する旧慣使用権者が同法第十二条又は第二十三条第一項の規定により政令で定める土地を取得した場合において、これらの者が当該取得の日から引き続き三年以上当該土地について当該土地に係る同法第十一条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画又は同法第二十二條第四項の規定による公告があつた旧慣使用林野整備計画に

適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一及び二 略

#### 4 略

5 道府県は、次の表の上欄に掲げる計画（当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。）に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で政令で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、

適合する利用をしたときは、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が昭和六十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一及び二 略

#### 4 略

5 道府県は、次の表の上欄に掲げる計画（当該計画に係る同表の中欄に掲げる認定が我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間にされたものに限る。以下この項において同じ。）に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡（当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡又は当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が、当該譲渡に係る不動産で政令で定めるものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を政令で定めるところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得がそれぞれ同表の中欄に掲げる認定の日から一年以内に行われたときに限り、

当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

6 略

略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2 略

3 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

4 及び 5 略

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度

当該税額から価格の六分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

6 略

略

(固定資産税等の非課税)

第十四条 略

2 略

3 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに対しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

4 及び 5 略

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度

化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定倉庫」という。）又はこれらの特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの（以下この項において「附属機械設備」という。）及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

2 4 略

5 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に

化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定倉庫」という。）又はこれらの特定倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの（以下この項において「附属機械設備」という。）及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、これらに対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、特定倉庫にあつては当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、附属機械設備にあつては当該附属機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

2 4 略

5 道路交通法第三条に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）又は同条に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場法第二条第二号に規定する路外駐車場（複数の階に

設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。)で同法第十二条の規定により届出がなされたもの(同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。)のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。)であつて、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に設置されたものの用に供する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

6 都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に従つて整備された同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において「特定建築物」という。))の緑化施設でこれらの規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)で政令で定めるもの(以下この項において「特定緑化施設」という。))のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分

設けられるもの又は地下に設けられるものに限る。)で同法第十二条の規定により届出がなされたもの(同法第四条第一項に規定する駐車場整備計画において同条第二項第五号に掲げる事業として定められた事業に係るもので当該計画に従つて整備されるものに限る。)のうち中心市街地の活性化に関する法律第十七条第一項の規定に基づき同項に規定する路外駐車場の整備に関する事業の計画の概要が定められたもの(駐車場法第二十条第一項若しくは第二項又は第二十条の二第一項の規定に基づく条例で定めるところにより設置されるものを除く。)であつて、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設置されたものの用に供する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七の額とする。

6 都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に従つて整備された同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において「特定建築物」という。))の緑化施設でこれらの規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)で政令で定めるもの(以下この項において「特定緑化施設」という。))のうち、平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定緑化施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分

の固定資産税に限り、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（特定建築物の特定緑化施設にあつては、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）の額とする。

7 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十八年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

8 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年六月三十日 までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

9 13 略  
14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジ

の固定資産税に限り、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一（特定建築物の特定緑化施設にあつては、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）の額とする。

7 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に鉄道施設若しくは軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した鉄道駅の耐震性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

8 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律第四十九条第一項第六号の助成金の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した当該事業所の事業の用に供する家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五の額とする。

9 13 略  
14 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジ

ヨン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新設した同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一）の額とする。

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

ヨン放送施設整備促進臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設した同条第二項に規定する高度テレビジョン放送施設で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（同項第一号に規定する無線設備のうち小規模なものとして総務省令で定めるものにあつては、二分の一）の額とする。

15 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は有線放送電話に関する法律（昭和三十二年法律第五十二号）第五条第一項に規定する有線放送電話業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の伝送を高速かつ広帯域で行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

16 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

17 略

18 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に食品

16 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第四項に規定する有線テレビジョン放送事業者で資本金の額若しくは出資金の額が五十億円未満の会社又は個人であるものが、電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第六項に規定する高度有線テレビジョン放送施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

17 略

18 卸売市場法第五十五条の許可を受けた者又は同法第四条第二項第四号に規定する卸売の業務若しくは仲卸しの業務を行う者が、直接その本来の業務の用に供する次の各号に掲げる家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第四項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合にあつては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

一 平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に食品

流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業（以下この号及び次号において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。）で総務省令で定めるものにおいて当該特定事業により取得される家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの 当該家屋及び償却資産が取得された日

二 平成二十年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に特定事業を実施した法人（以下この号において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下この号において「連携事業実施法人」という。）と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産（前号に掲げるものを除く。） 当該合併の登記の日

19 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものに充電し若しくは水素を充てんするための設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充てんするための設備で、政令で定めるものうち平成十五年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準とな

流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づく同法第二条第三項第二号の事業（以下この号及び次号において「特定事業」という。）が実施される地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場をいう。次号において同じ。）で総務省令で定めるものにおいて当該特定事業により取得される家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの 当該家屋及び償却資産が取得された日

二 平成二十年四月一日から平成二十三年三月三十一日 までの間に特定事業を実施した法人（以下この号において「特定事業実施法人」という。）であつて当該特定事業を連携して実施した他の法人（以下この号において「連携事業実施法人」という。）と当該期間内に合併した法人又は特定事業実施法人が連携事業実施法人と当該期間内に合併した場合において当該合併により設立された法人が開設する地方卸売市場で総務省令で定めるものにおいて業務の用に供される家屋及び償却資産（前号に掲げるものを除く。） 当該合併の登記の日

19 電気を動力源とする自動車で総務省令で定めるものに充電し若しくは水素を充てんするための設備又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものに可燃性天然ガスを充てんするための設備で、政令で定めるものうち平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日 までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準とな

るべき価格の三分の二の額とする。

- 20 鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

21 略

- 22 第三百四十九条の三第六項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（以下この項において「内航船舶」という。）のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業者が平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新造し、かつ、専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するもので総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該内航船舶に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五

るべき価格の三分の二の額とする。

- 20 鉄道施設又は軌道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが公共事業に係る政府の補助で総務省令で定めるものを受けて行う既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事で当該駅又は停留場の周辺の地域の都市機能の増進に資するものとして政令で定めるものにより平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）のうち、同法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者に貸し付けられ、かつ、鉄道事業又は軌道事業の用に供されるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

21 略

- 22 第三百四十九条の三第六項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（以下この項において「内航船舶」という。）のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業者が平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新造し、かつ、専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するもので総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該内航船舶に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五

年度分の固定資産税については第三百四十九条の三第六項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とし、その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて得た額とする。

23 略

24 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第四十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

25 略

26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従つて実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号

年度分の固定資産税については第三百四十九条の三第六項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とし、その後五年度分の固定資産税については同項の規定により課税標準とされる額に三分の二を乗じて得た額とする。

23 略

24 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第四十一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

25 略

26 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十九条第二項の規定による認定（同条第三項の規定による認定を含む。）を受けた同法第二十八条第一項に規定する公共交通特定事業計画に従つて実施される同法第二条第二十三号に規定する公共交通特定事業（同号イ又はロに掲げるもので既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第四号イに規定する鉄道事業者若しくは同号

口に規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが同法の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第二十九項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

28 略

29 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又

口に規定する軌道経営者又はこれらの者に当該公共交通特定事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の構築物で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該停車場建物等に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第二十九項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

28 略

29 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、又

は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

30 略

31 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成十五年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第二号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

32 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。

）又は鉄道事業者等が設立した法人が平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産

は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両の価格の二分の一の額とする。

30 略

31 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業により平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第二号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

32 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。

）又は鉄道事業者等が設立した法人が平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に設置した集積回路を自蔵するカードの利用の用に供する設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産

税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

33及び34 略

35 港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が同法第二条の第二項に基づき指定された指定特定重要港湾において同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

36 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年

税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

33及び34 略

35 港湾法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が同法第二条の第二項に基づき指定された指定特定重要港湾において同法第五十五条の八第一項に規定する国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

36 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から五年

度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37 平成二十二年四月一日から平成二十三年六月三十日 までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で政令で定めるものが電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

38 略

39 事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために当該事業主の特定事業所等（当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは当該従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるもの又は当該電気通信設備を機能させるために当該事業主の特定事業所等若しくは当該従業者の自宅以外の場所に設置

度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

37 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者で政令で定めるものが電気通信基盤充実臨時措置法第五条第三項に規定する認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により新設した電気信号の効率的な伝送を行うための設備のうち電気通信の利便性を著しく高めるものとして政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四）の額とする。

38 略

39 事業主がその雇用する従業者に当該従業者が当該事業主に対して提供すべき労務の提供を電気通信設備を用いて行わせるために当該事業主の特定事業所等（当該従業者の通勤に係る負担の軽減に著しく資するものとして設置した事務所又は事業所で総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）若しくは当該従業者の自宅に設置する電気通信設備で総務省令で定めるもの又は当該電気通信設備を機能させるために当該事業主の特定事業所等若しくは当該従業者の自宅以外の場所に設置

する電気通信設備で総務省令で定めるものであつて、平成十九年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にもかかわらず、これらの設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

40  
42 略

43 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

44 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が同条第二号に規定する電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新たに取得したも

する電気通信設備で総務省令で定めるものであつて、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得したものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にもかかわらず、これらの設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

40  
42 略

43 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十一年度分及び平成二十二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

44 電気通信事業法第二条第四号に規定する電気通信事業を営む者が同条第二号に規定する電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新たに取得したも

のに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

45 太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

46 略

(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の八 略

2 略

3 市町村は、平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業(同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。)の

のに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

45 太陽光を電気に変換する設備で総務省令で定めるものうち、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

46 略

(特定市街化区域農地であつた土地の上に新築された貸家住宅等に対する固定資産税の減額)

第十五条の八 略

2 略

3 市町村は、平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新築された都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物に該当する家屋の一部である同条第八号に規定する施設建築物の一部が同法による市街地再開発事業(同条第一号に規定する第一種市街地再開発事業若しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域内において施行されるものに限る。)の

施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成二十三年六月三十日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「

施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に掲げる者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額し、当該家屋が住宅以外の家屋である場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 附則第十五条の六第二項の規定は、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅で政令で定めるもの（前条第二項又は前項若しくは次項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、附則第十五条の六第二項中「

二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十三年六月三十日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二 略

2 略

3 市町村は、平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され

二分の一」とあるのは、「三分の二」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定は、平成十六年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第一百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税について準用する。この場合において、第三項中「従前の権利者」とあるのは、「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に掲げる者」と読み替えるものとする。

（特定の災害に係る固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の二 略

2 略

3 市町村は、平成十六年新潟県中越地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十六年十月二十三日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され

、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十六年十月二十三日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該家屋が平成十七年一月一日までに取得され、又は改築された場合にあつては、平成十八年度）から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4 市町村は、平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、

、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十六年十月二十三日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（当該家屋が平成十七年一月一日までに取得され、又は改築された場合にあつては、平成十八年度）から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4 市町村は、平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、

又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年三月二十五日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償

又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年三月二十五日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 平成十九年能登半島地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年三月二十五日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産を取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）し、又は当該損壊した償

却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

6 市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同

却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

6 市町村は、平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成十九年七月十六日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同

日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7 平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年六月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定め

日)を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の九までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。)又は都市計画税額のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7 平成十九年新潟県中越沖地震による災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。)その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成十九年七月十六日から平成二十三年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長(第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産を取得(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。)し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定め

る部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

8 略

#### (事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

### 第三十三条 略

2 及び 3 略

4 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十三年六月三十日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十三年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該

る部分とする。) に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

8 略

#### (事業所税のうち資産割の課税標準の特例)

### 第三十三条 略

2 及び 3 略

4 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第二項に規定する特定農産加工業者又は同法第三条第一項に規定する特定事業協同組合等が同法第四条第二項に規定する承認計画に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成二十三年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成二十三年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該

施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五條第二項の規定による同意を得た同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年六月三十日までの間に新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該文化学術研究施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 略

施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）第五條第一項の規定による同意を得た同項の関西文化学術研究都市の建設に関する計画に従つて整備される同法第二条第四項に規定する文化学術研究施設のうち政令で定めるものに係る事業所等のうち当該計画の公表の日から平成二十三年三月三十一日までの間に新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該文化学術研究施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該文化学術研究施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該文化学術研究施設に係る事業所床面積の三分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 略

改 正 案	現 行
<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条第八項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条中第十項を削り、第十項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「附則第九条第十四項」を「附則第九条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。</p> <p>附則第十条第一項及び第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。</p> <p>附則第十一条第一項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成十三年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「平成二十三年六月三十日」まで</p>	<p>(地方税法の一部改正)</p> <p>第一条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第九条第八項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条中第十項を削り、第十項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同条第十四項中「附則第九条第十四項」を「附則第九条第十三項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項を同条第十四項とする。</p> <p>附則第十条第一項及び第三項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。</p> <p>附則第十一条第一項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「平成十三年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「平成二十三年三月三十一日まで</p>

に」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、

「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九

項中「平成二十三年六月三十日 までに」を「地方税法等の一部を改正

する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二

十五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を「五分の三」に改

め、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一

項中「当該取得が」の下に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律

（平成二十三年法律第 号）の施行の日から」を加え、「平成二十

三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「

までの間」に改め、「五分の一」の下に「（当該取得が都市再生特別措

置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内におい

て行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一）」を加え、

同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項

から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第九項とし、同条第二十

項中「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」を

「第三項から第五項まで又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、

同条第二十一項を同条第十一項とし、同条第二十二項を同条第十二項と

し、同条第二十三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年

三月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の三項を加

える。

14 16 略

附則第十一条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するも

に」を「平成二十三年四月一日

から平成二十五年三月三十一日までの間に」に、

「三分の二」を「五分の三」に改め、同項を同条第四項とし、同条第九

項中「平成二十三年三月三十一日までに」を「平成二十三年四月一日

から平成二十

五年三月三十一日までの間に」に、「三分の二」を「五分の三」に改め

、同項を同条第五項とし、同条第十項を同条第六項とし、同条第十一

項中「当該取得が」の下に「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（

平成二十三年法律第 号）の施行の日から」を加え、「平成二十三

年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「まで」を「ま

までの間」に改め、「五分の一」の下に「（当該取得が都市再生特別措

置法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内におい

て行われた場合にあつては、当該不動産の価格の二分の一）」を加え、

同項を同条第七項とし、同条第十二項を同条第八項とし、同条第十三項

から第十八項までを削り、同条第十九項を同条第九項とし、同条第二十

項中「第四項、第八項、第九項、第十一項、第十五項又は第十六項」を

「第三項から第五項まで又は第七項」に改め、同項を同条第十項とし、

同条第二十一項を同条第十一項とし、同条第二十二項を同条第十二項と

し、同条第二十三項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三

月三十一日」に改め、同項を同条第十三項とし、同条に次の三項を加

える。

14 16 略

附則第十一条の四第一項中「助成金」の下に「その他これに類するも

のとして総務省令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）」に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年六月三十日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

のとして総務省令で定めるもの」を加え、「平成元年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「次の表の上欄に掲げる計画」を「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十九条の三第三項に規定する認定中小企業承継事業再生計画」に、「に係る同表の中欄に掲げる認定」を「に係る同法第三十九条の二第一項の規定による認定（同法第三十九条の三第一項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。）」に、「我が国における産業活動の革新等を図るための産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十九号）の施行の日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「従つて事業の譲渡若しくは」を「従つて事業の譲渡又は」に、「同表の下欄に掲げる者又は同表の上欄に掲げる計画（同表第二号及び第五号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者」を「同法第三十九条の三第一項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者」に、「それぞれ同表の中欄に掲げる」を「当該計画に係る同法第三十九条の二第一項の規定による」に改め、同項の表を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「附則第十一条の四第五項」を「附則第十一条の四第三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

附則第十四条第三項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」

に改め、「及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）」及び「とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額」を削り、同条第二項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三七項又は第八項」を「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年六月三十日まで」を「その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三十八項」を「第二十八項」に、「第四十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第六項

附則第十四条第三項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附則第十五条第一項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日

から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、「及び港湾運送事業法第九条第一項に規定する港湾運送事業者（同法第三条第一号に掲げる一般港湾運送事業の許可を受けた者に限るものとし、当該許可を受けた者に利用させるための上屋を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）が新設し、又は増設した流通機能の高度化に寄与する上屋として政令で定めるもの（増設した上屋にあつては、当該増設部分とする。以下この項において「特定上屋」という。）」及び「とし、特定上屋にあつては当該特定上屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の八分の七の額」を削り、同条第二項中「第十七項」を「第十八項」に改め、同条第四項中「第三百四十九条の三七項又は第八項」を「第三百四十九条の三第八項又は第九項」に改め、同条第五項から第七項までを削り、同条第八項中「の支給を受けて平成二年一月二日から平成二十三年三月三十一日まで」を「その他これに類するものとして総務省令で定めるものの支給を受けて平成二十三年四月一日

から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第九項中「第三十八項」を「第二十八項」に、「第四十六項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第六項

とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、同条第十三項中「第二十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち平成二十

とし、同条中第十項を第七項とし、第十一項を第八項とし、第十二項を第九項とし、同条第十三項中「第二十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第十項とし、同項の次に次の一項を加える。

11 放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者が、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法（平成十一年法律第六十三号）第五条第三項に規定する認定計画に従つて実施する同法第二条第三項に規定する高度テレビジョン放送施設整備事業により平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設した次に掲げる設備で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、第一号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一、第二号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうちデジタル信号により送信されるテレビジョン放送（放送法第二条第二号の五に規定するテレビジョン放送をいう。）を受信することが困難と認められる地域として総務省令で定める地域を対象とするもので、平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）、第三号に掲げる設備にあつては当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三（当該設備のうち平成二十

四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四」とする。

一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線設備（次号において「無線設備」という。）のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの（次号において「小規模無線設備」という。）

二 小規模無線設備以外の無線設備

三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送番組を制作するための設備

附則第十五条中第十四項から第十六項までを削り、第十七項を第十二項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「充電し若しくは」を削り、「充てんする」を「充填する」に、「平成十五年四月一日から平成二十三年六月三十日 まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「第十四項又は第二十八項」を「第十五項又は第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年六月三十日 まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第四十一項」を「第

四年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設されたものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四」とする。

一 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第一号に規定する無線設備（次号において「無線設備」という。）のうち小規模なものとして総務省令で定めるもの（次号において「小規模無線設備」という。）

二 小規模無線設備以外の無線設備

三 高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法第二条第二項第二号に規定する放送番組を制作するための設備

附則第十五条中第十四項から第十六項までを削り、第十七項を第十二項とし、第十八項を削り、同条第十九項中「充電し若しくは」を削り、「充てんする」を「充填する」に、「平成十五年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日 から平成二十五年三月三十一日まで」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十一項を同条第十五項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「第十四項又は第二十八項」を「第十五項又は第二十七項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第二十四項中「平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日 から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第四十一項」を「第

三十項」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「平成十二年四月一日から平成二十三年六月三十日まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第

号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第二十九項」を「第二十一項」に、「四分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「軌道経営者」の下に「（以下この項において「鉄道事業者等」という。）」を加え、「平成十七年四月一日から平成二十三年六月三十日 まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律

第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両の価格の五分の三）」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「平成十五年四月一日」を「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」

を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第二十九条第一項第二号」を「都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号」に、「二分の一」を「五分の三（当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定

三十項」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十五項を同条第十八項とし、同条第二十六項を削り、同条第二十七項中「平成十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日

から平成二十五年三月三十一日まで」に、「第二十九項」を「第二十一項」に、「四分の一」を「三分の一」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十八項を同条第二十項とし、同条第二十九項中「軌道経営者」の下に「（以下この項において「鉄道事業者等」という。）」を加え、「平成十七年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日

から平成二十五年三月三十一日まで」に、「二分の一」を「三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者等が当該車両を、取得して、又は取得した後に当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合においては、当該車両の価格の五分の三）」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十項を同条第二十二項とし、同条第三十一項中「平成十五年四月一日」を「都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」

を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第二十九条第一項第二号」を「都市再生特別措置法第二十九条第一項第一号」に、「二分の一」を「五分の三（当該家屋及び償却資産のうち同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域で施行された同法第二十五条に規定する認定事業により取得したものにあっては、当該家屋及び償却資産に係る固定

資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が」を「港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項及び第三十七項において「平成二十三年港灣法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十三年港灣法等改正法第二条の規定による改正前の港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に」に、「指定特定重要港灣」を「指定港灣」に、「において」を「であるものにおいて」に、「港灣の活性化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日」を「平成二十三年港灣法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「第四十六項」を「第三十五項」に、「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十九項を削り、第四十項を第二十九項とし、第四十一項を第三十項とし、第四十二項を第三十一項とし、同条第四十三項中「平成二十三年度分」の下に「及び平成二十四年度分」を加え、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「営む者」の下に「で資本金の額又は出資金

資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十二項を削り、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項を同条第二十五項とし、同条第三十五項中「港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運営者が」を「港灣法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号。以下この項及び第三十七項において「平成二十三年港灣法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に平成二十三年港灣法等改正法第二条の規定による改正前の港灣法第五十条の四第六項に規定する認定運営者であるものが、同号に掲げる規定の施行の際現に」に、「指定特定重要港灣」を「指定港灣」に、「において」を「であるものにおいて」に、「港灣の活性化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日」を「平成二十三年港灣法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十六項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十七項を削り、同条第三十八項中「第四十六項」を「第三十五項」に、「第九項」を「第六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十九項を削り、第四十項を第二十九項とし、第四十一項を第三十項とし、第四十二項を第三十一項とし、同条第四十三項中「平成二十一年度分及び平成二十二年度分」を「平成二十三年度分及び平成二十四年度分」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十四項中「営む者」の下に「で資本金の額又は出資金

の額が一億円以下の法人であるもの」を加え、「同条第二号」を、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項」に、「電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるものうち、」を「認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により」に、「平成二十一年四月一日」を「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「新たに取得したもの」を「新設した同条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）で政令で定めるもの」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36  
及び 37 略

附則第十五条の八第三項中「平成十一年四月一日から平成二十三年六月三十日 まで」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日の翌日から平成二十五年三月三十一日まで

の額が一億円以下の法人であるもの」を加え、「同条第二号」を、「電気通信基盤充実臨時措置法（平成三年法律第二十七号）第五条第三項」に、「電気通信設備を地方公共団体総合行政ネットワーク（すべての地方公共団体においてその使用する電子計算機を相互に電気通信回線で接続して情報の電磁的方式（第七百四十八条第一項に規定する電磁的方式をいう。）による流通及び情報処理を行うための情報通信ネットワークをいう。以下この項において同じ。）に接続する場合において、地方公共団体総合行政ネットワークの安全性及び信頼性を確保するために特に必要となる設備で総務省令で定めるものうち、」を「認定計画に従って実施する同法第二条第二項に規定する高度通信施設整備事業により」に、「平成二十一年四月一日」を「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「新たに取得したもの」を「新設した同条第一項第四号に掲げる設備（これと同時に設置する同項第一号に掲げる設備を含む。）で政令で定めるもの」に、「三分の二」を「四分の三」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第四十五項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第四十六項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36  
及び 37 略

附則第十五条の八第三項中「平成十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで」を「平成二十三年四月一日 から平成二十五年三月三十一日まで

「に改め、「三分の二に相当する額及び」の下に「当該家屋のうち」を  
、「三分の一に相当する額」の下に「（当該家屋が同法第二条第一号に  
規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合において  
は、当該合算額の四分の一に相当する額）」を加え、同条第四項中「高  
齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施  
行の日」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する  
法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年  
六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第三十四条  
に規定する高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者の居住の安定確保に関  
する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ  
ービス付き高齢者向け住宅」に改め、同条第五項中「平成二十三年六月三  
十日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「あるのは、」を「ある  
のは」に改め、「掲げる者」の下に「と、「三分の一に相当する額（  
当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行  
に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額  
）」とあるのは「三分の一に相当する額」を加える。

附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平成  
二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項  
を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前  
三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第三十三条第四項中「平成二十三年六月三十日」を「平成二十  
五年三月三十一日」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改  
め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

「に改め、「三分の二に相当する額及び」の下に「当該家屋のうち」を  
、「三分の一に相当する額」の下に「（当該家屋が同法第二条第一号に  
規定する第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合において  
は、当該合算額の四分の一に相当する額）」を加え、同条第四項中「高  
齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施  
行の日」を「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する  
法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日」に、「平成二十三年  
三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「同法第三十四条  
に規定する高齢者向け優良賃貸住宅」を「高齢者の居住の安定確保に関  
する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサ  
ービス付き高齢者向け住宅」に改め、同条第五項中「平成二十三年三月三  
十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に、「あるのは、」を「ある  
のは」に改め、「掲げる者」の下に「と、「三分の一に相当する額（  
当該家屋が同法第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業の施行  
に伴い与えられた場合においては、当該合算額の四分の一に相当する額  
）」とあるのは「三分の一に相当する額」を加える。

附則第十六条の二第三項から第五項までを削り、同条第六項中「平成  
二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項  
を同条第三項とし、同条第七項を削り、同条第八項中「前各項」を「前  
三項」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第三十三条第四項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十  
五年三月三十一日」に、「平成二十三年分」を「平成二十五年分」に改  
め、同条中第五項を削り、第六項を第五項とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 八 略

九 第一条中地方税法附則第十五条第四十四項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。）及び附則第十二条第二十七項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十一条第十一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）及び同法附則第十五条第三十一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十三項とする部分を除く。）並びに附則第八条第四項、第十二条第二十二項及び第十五条第八項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）、同法附則第十一条の四に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条の八第四項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 八 略

九 第一条中地方税法附則第十五条第四十四項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。）及び附則第十二条第二十七項の規定 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十一条第十一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）及び同法附則第十五条第三十一項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十三項とする部分を除く。）並びに附則第八条第四項、第十二条第二十二項及び第十五条第八項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）、同法附則第十一条の四に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条の八第四項の改正規定（「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除

く。)並びに附則第十二条第二十九項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日

十二略

十三 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項の改正規定(「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める部分、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十六項とする部分を除く。)及び同法附則第十五条に二項を加える改正規定(第三十七項に係る部分に限る。)並びに附則第十二条第二十四項及び第十五条第九項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

(この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置)

第十九条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項(この附則の規定の読替えを含む。)その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

く。)並びに附則第十二条第二十九項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第号)の施行の日

十二略

十三 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項の改正規定(「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める部分、「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十六項とする部分を除く。)及び同法附則第十五条に二項を加える改正規定(第三十七項に係る部分に限る。)並びに附則第十二条第二十四項及び第十五条第九項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）」及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）並びに附則第三条の二の規定 公布の日</p> <p>二及び三 略</p> <p style="text-align: center;">（地方税法の一部改正に伴う調整規定）</p> <p>第三条の二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の前である</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（施行期日）</p> <p>第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 第二条の改正規定（同条に二項を加える部分を除く。）及び第十一条の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条第六項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）」及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五条第二十二項の改正規定（「規定する公共施設等」の下に「（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）」を加える部分に限る。）並びに附則第三条の二の規定 公布の日</p> <p>二及び三 略</p>

場合には、同号中「附則第十一条第六項」とあるのは「附則第十一条第十項」と、「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」とし、前条のうち、地方税法附則第十一条第六項の改正規定中「附則第十一条第六項」とあるのは「附則第十一条第十項」と、同条第八項の改正規定中「同条第八項」とあるのは「同条第十二項」と、同法附則第十五条第二十二項の改正規定中「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」と、同条第二十五項の改正規定中「同条第二十五項」とあるのは「同条第三十四項」とする。

2| 前項の場合において、この法律の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第 号）の施行の日後であるときには、前項の規定により読み替えられた前条のうち、地方税法附則第十一条第十項の改正規定中「附則第十一条第十項」とあるのは「附則第十一条第六項」と、同条第十二項の改正規定中「同条第十二項」とあるのは「同条第八項」と、同法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」とあるのは「附則第十五条第二十二項」と、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」とあるのは「同条第二十五項」とする。